

日本フォレンジック看護学会SANE-J認定委員会規程

第1条 日本フォレンジック看護学会（以下、学会）のSexual Assault Nurse Examiner-Japan（以下、SANE-J）認定委員会は、学会SANE-Jの認定審査を目的とする。

第2条 理事会の下にSANE-J認定委員会をおく。

- 2 SANE-J認定委員会に委員長と副委員長をおく。
- 3 委員長は委員会を掌理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事由があるときにはその職務を代行する。

第3条 SANE-J認定委員会の委員、委員長及び副委員長は、理事会において決定し、理事長が委嘱をする。

- 2 委員長は、委員の中から認定業務遂行に必要とされる委員を選出する。
- 3 委員、委員長及び副委員長の氏名は公表する。

第4条 委員の任期は2年間とするが、再任を妨げない。

第5条 SANE-J認定委員会は、新規にSANE-Jの資格を申請する学会会員、また、資格の継続申請をするSANE-J（以下、申請者）から提出された申請書を審査する。

- 2 2名のSANE-J認定委員会委員により資格審査を行い、委員長が最終判定を行う。

第6条 SANE-J認定委員会は、資格審査の結果を日本フォレンジック看護学会の事務局に連絡して、申請者への通知を依頼する。

第7条 SANE-J認定委員会は試験問題作成委員会から通知された認定試験の最終成績を基に、合否を判定する。

- 2 SANE-J認定委員会は合否判定を理事会に報告する。

第8条 本学会、および他学会や機関などが主催するシンポジウム、あるいは研修会の参加者から要請に応じて、SANE-J資格単位（単位数）を認定する。

第9条 SANE-J認定委員会は、国外の会員が認定審査に応募した場合、当該申請者が保有する資格が、国内の資格と同等の能力を有する者に付与されているかを審査する。

付記

本規程の改廃は、理事会の決定による。

本規程は、2019年10月21日より施行する。